

役員・評議員の報酬及び手当等に関する規程

第1条 同朋学園の役員・評議員に対する報酬及び手当等はこの規程により支給する。

第2条 役員・評議員に対する報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長	年俸	100,000円
(2) 常任理事（常勤）	〃	75,000円
(3) 理事（常勤）	〃	50,000円
(4) 常任理事（非常勤）	〃	150,000円
(5) 理事（非常勤）	〃	100,000円
(6) 監事	〃	150,000円
(7) 評議員		支給しない

第3条 理事会、常任理事会、評議員会及び監査等に出席した都度、次のとおり手当を支給する。

(1) 常任理事（非常勤）・理事（非常勤）	1回	20,000円
(2) 常任理事（常勤）・理事（常勤）		支給しない
(3) 監事及び評議員（教職員の評議員は除く）	1回	20,000円

2 交通費は、一律5,000円支給する。ただし、この額を超える場合は、実費支給する。

第4条 常任理事（非常勤）・理事（非常勤）が辞任される場合、次のとおり慰労金を支給する。

- (1) 在任期間 1か年につき 50,000円
- (2) 途中期間は按分とする。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いて、理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。